

船長への航路

船長とは

船上における最高責任者。船舶の運航、人命及び財産の安全を確保する義務を負うため、各部に属する全乗組員を指揮監督し、また船内にある旅客等にも自己の職務を行うのに必要な命令をすることができるなど、船務のすべてを統轄する。特に、出入港その他緊急の場合には、自ら船橋にあって直接指揮する。



船長になるためには

船舶職員になるには主に5つのコースがあります。

○中学校卒業後に水産海洋系高等学校へ進学する。

○中学校卒業後に商船高等専門学校(全国5校)へ進学する。

○中学校卒業後に海上技術学校(全国4校)へ進学する。

○高等学校卒業後に大学(東京海洋大や神戸大など)へ進学する。

○高等学校卒業後に海上技術短期大学校(全国3校)へ進学する。

上記のいずれの場合においても、船舶職員として働くためには海技士という国家資格が必要となり、その国家資格試験を受験するためにはある一定の条件を満たす必要があります。



海技士とは

総トン数20トン以上の大型船舶に乗り込むために必要となる国家資格。海技士の免許は航行する区域や船の大きさ、エンジン出力などによって以下のように分かれています。

- 海技士(航海) 一級～六級
- 海技士(機関) 一級～六級
- 海技士(通信) 一級～三級
- 海技士(電子通信) 一級～四級



試験内容は身体検査及び学科試験(筆記試験及び口述試験)があり、年4回各地方運輸局において実施されています。免許を取得するためには資格に応じ、一定の年齢(17歳9か月)に達し、乗船履歴があることが必要です。この他に、海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格については無線従事者免許及び船舶局無線従事者証明書を受有していることが必要です。海技士(航海)の全国平均合格率は、一級で15.8%、二級で17.8%、三級で31.3%と非常に狭き門となっています。

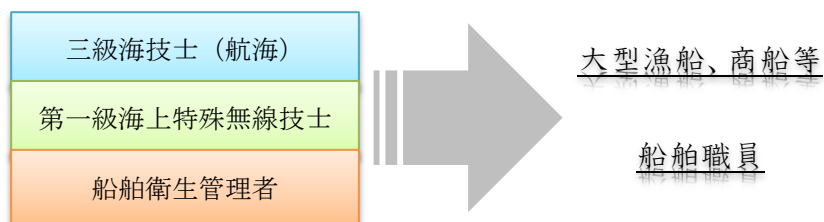
福島県立いわき海星高等学校生であることの優位性

本校海洋科及び専攻科海洋科は国土交通省より船舶職員養成施設の認定を受け、本科で四級海技士(航海)、専攻科で三級海技士(航海)に対応した学習を行っています。本科を卒業すると五級海技士(航海)の筆記試験が免除され、さらに専攻科を修了すると本来三級海技士(航海)の口述試験を受験するためには3年間の乗船履歴が必要となりますが、特例として乗船履歴が1年3か月以上に短縮されることが法律で定められているため、筆記試験に合格した生徒は修了時に口述試験を受験することができます。



三級海技士(航海)の受験が可能

また本校では2年に1度、情報通信科教員による第一級海上特殊無線技士(航海士として乗り組むために重要な無線従事者国家資格)の講習を実施しており、本来ならば国家資格試験を受験又は10万円程度の費用を要する認定講習会を受講する必要がありますが、本校にいながらにして安価な受講料で取得することが可能です。さらに専攻科海洋科の学習課程では、船舶衛生管理者(国土交通省所管の国家資格)の認可がなされており、修了時に申請により取得することが可能です。



こうして現場の即戦力として船舶に乗り組み、船長を目指すこととなります。

海技士免状を利用して別の道へ

海技士(航海)の免状を持って船舶職員として従事することにより、以下の2種類の教員免許を取得することができます。

○高等学校教諭第一種免許状(商船)

○中学校教諭第二種免許状(職業)

普通、教員免許を取得して教職員として各都道府県で教壇に立つためには、大学等での教職課程の取得が必要となります。しかしながら教育職員免許法施行法の規定により、海技士免状を持っていると、5年間の業務経歴によって申請により上記の教員免許を取得することができます。このような資格は非常に稀であり、船舶の乗組員としてだけでなく、学校の教職員としても専門の知識を最大限発揮することができます。



福島県立いわき海星高等学校海洋科で私たちと一緒に学習してみませんか？